

(2021年1月30日更新)

厚生労働大臣
法 務 大 臣 殿

誓 約 書 (個人)

(氏名) _____ は、本邦帰国／再入国／入国 (以下「入国」という。) に際し、以下の事項を誓約いたします。また、誓約に違反した場合、関係当局により氏名 (外国人の場合は氏名及び国籍) や感染拡大の防止に資する情報が公表され得るとともに、検疫法の規定に基づく停留の対象となり得ること (さらに、外国人の場合は出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得ること) を理解し、承諾します。

(1) 氏名等

名前 (アルファベット)	国籍	旅券番号	出発国・地域
年齢	住所 (住民票上の住所以外に居住する場合は、居所)		

(2) 誓約内容

- ア 入国時に、検疫官又は入国審査官に提出する出国前検査証明又はその写しが、現地出発前 72 時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、現地医療機関から「陰性」の証明を受けたものであり、その内容に不実の記載がないこと。
- イ 入国時に、携行するスマートフォン (ビジネストラック及びレジデンストラックを利用する場合は、対象者又は受入企業・団体が使用するスマートフォン) に L I N E アプリをインストールし、また、入国後 14 日間毎日、同アプリを活用し、自宅又は宿泊場所を管轄する保健所等に健康状態の報告を行うこと。ビジネストラック及びレジデンストラックを利用する場合を除き、やむを得ず L I N E アプリを活用した健康状態の報告ができない場合にも、保健所等による健康状態のフォローアップに 14 日間毎日応じること。このとき、保健所等から指定されたフォローアップの方法 (報告先用に設定されたメールアドレス等に健康状態を毎日報告する等) がある場合には、その方法に従うこと。
L I N E アプリをインストールするスマートフォンの電話番号 (日本国内の電話番号に限る) は次のとおり。
(_____) (記載例 090-xxxx-oooo)
- ウ 入国時に、携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリを導入し、また、入国後 14 日間、同アプリの機能を利用すること。
- エ 入国時に、携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を開始し、また、入国後 14 日間、位置情報を保存すること。また、保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応じること。
- オ 入国後 14 日間、公共交通機関 (不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機等) を使用しないこと。
- カ 入国後 14 日間、自宅又は宿泊場所で待機することとし、不特定の者との接触を行わないこと。
- キ 入国後 14 日以内に有症状となった場合、速やかに自宅又は宿泊場所を管轄する「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、滞在していた地域を伝え、指定された医療機関で受診すること。また、保健所等における指示があった場合にはそれに従うこと。
- ク 入国後 14 日以内に陽性となった場合、スマートフォン等に保存した入国後の位置情報 (外国人の場合、これに加えて旅券番号) を速やかに管轄保健所等 (旅券番号については、管轄保健所等及び受診医療機関) に提示するなど、その調査 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく積極的疫学調査) に協力すること。また、療養場所の指定を含めて保健所等における指示があった場合には、それに従うこと。
- ケ 下記の感染防止に努めること。
①マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密」を避ける